平成２７年（フ）第８９号
金沢市寺町２丁目12番20号　キャッスル・Ｆ202号、従前の住所金沢市泉３丁目10番38号
債務者　丹羽　秀信
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１０４号
石川県野々市市扇が丘32番26号、従前の住所金沢市菊川１丁目23番40号
債務者　小林　裕司（旧姓川合）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市岸岡町2135番地の４　コーポ花野３号室、前住所三重県鈴鹿市南若松町272番地の１　ハイツユーパート１―105号室
債務者　浅野　信行
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６９号
三重県鈴鹿市南堀江２丁目９番９号　プレジール北斗七星105
債務者　松元　浩二
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７１号
滋賀県彦根市広野町107番地９
債務者　橋本　辰義
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６４号
兵庫県宝塚市小林２丁目７番13号　ソレイユ小林301、前住所兵庫県宝塚市光明町26番16号
債務者　石橋　愛梨
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
鳥取県八頭郡八頭町南419番地
債務者　川口　　裕
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３号
鳥取県鳥取市気高町北浜２丁目101番地１、旧住所鳥取県気高郡気高町大字浜村397番地３
債務者　相良　友子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
宮崎市大塚台西３丁目35番地２
債務者　稲田　俊一
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17537番地
債務者　塩崎　謙充
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３７号
石川県小松市南浅井町イ41番地３　みどりハイツⅠ102
債務者　桑村　　薫（旧姓西江）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５号
長野県茅野市豊平1062番地１　フォーブルタケウチ203号
債務者　佐々木　遥
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１２号
高知県四万十市古津賀3760番地　古津賀第二団地Ａ－２
債務者　山沖　卯月
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１４号
高知県宿毛市長田町３番84号
債務者　安岡　利明
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１５号
高知県宿毛市長田町３番84号
債務者　安岡　良直
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第２２８号
熊本市西区蓮台寺３丁目７番６号　フレグランス蓮台寺201号
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３０号
熊本市東区山ノ内１丁目４番15―306号　ロワールマンション
債務者　川上　テル
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係